

I. 事業の目的

平成 24 年度文部科学省委託調査「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」により得られた諸外国における省庁間の連携等に関する事例を踏まえ、スポーツ団体・地方自治体・民間事業者等の実務者及び学識経験者の協力のもと、今後の我が国のスポーツ推進体制の在り方について複数選択肢を検討し、それぞれの利点・課題等について比較・分析を行う。

これにより、スポーツ基本法附則第 2 条*で定められているスポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方の検討に資することを本事業の目的とする。

*スポーツ基本法 附則

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

II. 事業の内容

我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方を検討するに当たっては、現在の推進体制がどのような政策の下で形成されてきたかについて理解しておくことが必要である。これは、諸外国も同様であり、諸外国の現在のスポーツ政策推進体制がどのような方針の下で形成されてきたのかについての経緯を把握することが、我が国の今後の推進体制を検討する上で、非常に有用な情報になると考える。

そこで、本事業では、我が国及び諸外国で、現在のスポーツ推進体制が形成された背景等（経緯、各主体の役割・機能、趣旨）について調査を行い、調査結果を基に今後の我が国のスポーツ推進体制の在り方について複数選択肢を検討するとともに、それぞれの利点・課題等について比較・分析を行うこととした。

加えて、スポーツ基本法の附則第 2 条で規定されている、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方の検討に資する観点から、主にスポーツ庁の設置に係る論点等について検討を行った。

以下では、本事業で実施した調査研究の内容を示す。

(1) 我が国のスポーツ推進体制

我が国のスポーツ推進体制に関して、以下の項目について調査研究を実施した。

- ① 我が国における現在のスポーツ関係府省庁及びその役割・機能
- ② スポーツ関係府省庁と独立行政法人・スポーツ団体との関係
- ③ ①、②が形成された背景（歴史的事象とその背景）
- ④ スポーツ庁の設置に係る議論の経緯

<調査方法>

1) 文献調査

我が国におけるスポーツ政策、スポーツ行政等の現状を明らかにすることを目的に文献調査を行う。文献調査により、上記に示す事項の現状を整理した。

2) ヒアリング調査・意見交換

独立行政法人、スポーツ団体、地方自治体、民間事業者等の実務者及び学識経験者等に対するヒアリング調査・意見交換を行い、文献調査で知り得た情報について検証・整理した。

なお、ヒアリングの調査先及び調査項目については、文部科学省及び有識者等から構成される検討会議（以下、「有識者検討会議」という。）と協議の上、決定した。

<ヒアリング調査先：独立行政法人及びスポーツ団体>（ヒアリング調査順）

公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会
公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本障害者スポーツ協会
公益財団法人日本体育協会
独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本オリンピック委員会

<ヒアリング調査先：地方自治体>（ヒアリング調査順）

大阪府 教育委員会事務局教育振興室保健体育課
大阪府 府民文化部都市魅力創造局生涯スポーツ振興課
大阪市 経済戦略局スポーツ部スポーツ課
名古屋市 教育委員会生涯学習部スポーツ振興課
愛知県 教育委員会体育スポーツ課
東京都 スポーツ振興局スポーツ事業部調整課、スポーツ振興局総務部総務課
北海道 環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課
札幌市 観光文化局スポーツ部企画事業課

<ヒアリング調査項目>

【スポーツ政策に係る中央省庁と独立行政法人・スポーツ団体（中央統括団体・国内競技連盟との施策推進上の問題について】

○各主体間の役割分担に関して

➤政策立案を担当する中央省庁と、政策執行を担当する独立行政法人・スポーツ団体との役割分担をどのように考えているか。

○各主体間の連携に関して

➤中央省庁と、独立行政法人・スポーツ団体との連携を適切かつ円滑にするために行っている工夫や認識している課題などはどのようなものか。

【スポーツ政策に係る中央省庁と地方行政における施策推進上の課題について】

○スポーツ施策の目的を達成するための地方行政の総合的な実施体制に関して

➤スポーツ施策は、教育・文化・健康増進等の様々な施策目的を有する。これらを達成するための、地方スポーツ行政の総合的な実施体制に関する現状と課題はどのようなものか。

○中央省庁と地方自治体の施策推進上の役割分担に関して

➤中央省庁が立案する政策と地方スポーツ施策、地方スポーツ推進計画などとの整合性の確保等に関して認識している課題などはどのようなものか。

○スポーツ推進に係る地方自治体間の連携・協力に関して

➤スポーツの推進に際して考えられる自治体間の連携・協力（スポーツ施設の共同利用、イベントの共同開催など）に関する現状と課題はどのようなものか。

【スポーツ施策の推進における、スポーツ団体以外の民間企業・NPO等との施策推進上の役割分担と連携・協力関係に関する現状と課題について】

○官民が連携・協力しやすい制度整備に関して

➤公立スポーツ施設の運営を民間に委託する制度（指定管理者制度など）に関して認識している現状と課題などはどのようなものか。

○資金・人材・施設などの面での協力・連携関係に関して

➤NPO法人、民間企業などのスポーツ活動との協力・連携に関して認識している現状と課題はどのようなものか。（運営を担う人材確保の支援、活動資金の補助・助成、企業からの協賛金の獲得支援など）

(2) 諸外国のスポーツ推進体制

諸外国のスポーツ推進体制に関して、以下の項目について調査研究を実施した。

- ① 諸外国における現在のスポーツ関係府省庁及びその役割・機能
- ② スポーツ関係府省庁と独立行政法人・スポーツ団体との関係
- ③ ①、②が形成された背景

調査対象とする国は、平成24年度文部科学省委託調査「スポーツ庁の在り方に関する調

査研究」で調査対象としたイギリス、フランス、オーストラリア、カナダ、インド、韓国の 6 カ国とし、諸外国におけるスポーツ推進体制について、現状を踏まえて情報を最新のものにするとともに、スポーツ庁の議論に参考となる内容について整理を行った。

(3) スポーツ庁の設置に関する論点整理

スポーツ庁の設置に関する検討に資するという観点から、主に文献調査を通じてこれまでの検討の経緯を振り返るとともに、府省の外局の形で最近設置された観光庁と消費者庁の事例研究を行い、スポーツ庁の設置に関する論点整理を行った。

(4) 我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方

「①スポーツ推進体制として考えられる選択肢」及び「②スポーツ関係行政組織に係る選択肢」について、「(1) 我が国のスポーツ推進体制」、「(2) 諸外国のスポーツ推進体制」並びに「(3) スポーツ庁の設置に関する論点整理」における調査結果を基に、複数選択肢の案を提示し、それぞれの案について有識者検討会議にて検討を加えた。

《有識者検討会議》

本事業では、有識者検討会議を組成し、そこでの議論を中心に検討を実施してきた。有識者検討会議は、下記 4 名の委員により構成した。

- | | |
|--------|------------------------|
| 伊藤 正次 | 首都大学東京大学院社会科学部 教授 |
| ◎中村 祐司 | 宇都宮大学国際学部・大学院国際学研究科 教授 |
| 間野 義之 | 早稲田大学スポーツ科学学術院 教授 |
| 山本 隆司 | 東京大学法学部 教授 |

(◎座長、五十音順、敬称略)

有識者検討会議は全 5 回行った。開催実績は以下のとおりである。

図表 有識者検討会議の開催実績

	実施時期	検討テーマ
第 1 回	2013 年 8 月 7 日	1. 調査研究の概要について 2. 調査研究の進め方、スケジュールについて 3. 我が国及び諸外国のスポーツ推進体制 4. ヒアリング調査について 5. フリーディスカッション（本件に係る問題意識について）
第 2 回	2013 年 9 月 25 日	1. 我が国のスポーツ推進体制（現状と課題）

		<ul style="list-style-type: none"> 2. 諸外国のスポーツ推進体制 3. 我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方に関する論点・検討事項
第3回	2013年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 我が国のスポーツ推進体制（現状と課題） 2. 我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方
第4回	2013年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 庁設置等に係る行政組織法上の考え方の整理等 2. 中央省庁におけるスポーツ推進体制の整理 3. 我が国の今後のスポーツ推進体制に係る課題抽出及び論点整理
第5回	2014年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 報告書（案）について 2. 我が国の今後のスポーツ推進体制の在り方の検討について